明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○犯罪捜査規範の一部を改正する規則（国家公安委一一）　一
○国家公安委員会規則第十一号　七

〔告　示〕
○円借款の供与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一七九）　二
○円借款の供与に関する取極の修正に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八〇）　三
○北部シリア難民受入地域廃棄物処理機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八一）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一〇九二～一一〇七）　六
○直轄砂防工事を施行する件（国土交通六五九）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同六六〇、六六一）　七
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（観光庁一三）　七
○海上における射撃訓練等を実施する件（防衛一〇一）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（同一〇二～一〇四）　七
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の業務を行う事務所の所在地を変更した件（関東地方整備局一八三）　七
○道路に関する件（近畿地方整備局九四～九六）　八
○道路に関する件（九州地方整備局八三）　八

〔国会事項〕
法　務
公証人任免（法務省）　九
再審による無罪判決の公示（東京簡易裁判所）　九

〔叙位・叙勲〕
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　二

〔褒　賞〕
諸事項　二

〔官庁報告〕
官庁
第三者所有物の没収、有権者申出方関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三
会社その他　二六

〔公　告〕
諸事項　二六

規則

○国家公安委員会規則第十一号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、犯罪捜査規範の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年五月十五日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

犯罪捜査規範の一部を改正する規則

犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第八章　略］	［第一章～第八章　同上］
第九章　証拠収集等への協力及び訴追に関する合意（第百八十二条の四・第百八十二条の五）	第九章　鑑識（第百八十三条―第百九十二条）
第十章　鑑識（第百八十三条―第百九十二条）	第十章　送致及び送付（第百九十三条―第二百一条）
第十一章　送致及び送付（第百九十三条―第二百一条）	第十一章　少年事件に関する特則（第二百二条―第二百十七条）
第十二章　少年事件に関する特則（第二百二条―第二百十七条）	第十二章　交通法令違反事件に関する特則（第二百十八条―第二百二十二条）
第十三章　交通法令違反事件に関する特則（第二百十八条―第二百二十二条）	第十三章　国際犯罪に関する特則（第二百二十三条―第二百三十八条）
第十四章　国際犯罪に関する特則（第二百二十三条―第二百三十八条）	第十四章　群衆犯罪に関する特則（第二百三十九条―第二百四十六条）
第十五章　群衆犯罪に関する特則（第二百三十九条―第二百四十六条）	第十五章　暴力団犯罪に関する特則（第二百四十七条―第二百五十二条）
第十六章　暴力団犯罪に関する特則（第二百四十七条―第二百五十二条）	第十六章　保釈者等の視察（第二百五十三条―第二百五十六条）
第十七章　保釈者等の視察（第二百五十三条―第二百五十六条）	第十七章　令状の執行（第二百五十七条―第二百六十九条）
第十八章　令状の執行（第二百五十七条―第二百六十九条）	第十八章　雑則（第二百七十条―第二百七十五条）
第十九章　雑則（第二百七十条―第二百七十五条）	